平成２６年（フ）第２７６号
愛知県瀬戸市松原町１丁目１番地　エスポアールサイバ　301、開始決定時の住所愛知県瀬戸市美濃池町106番地の３
破産者　天野　錦也
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２８号
名古屋市千種区若水２丁目２番２―419号(若水住宅)
破産者　仲川　朋幸
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４３号
神戸市灘区篠原台17番５号
破産者　井岡　暢一（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市実法寺351番地１、従前の住所兵庫県姫路市実法寺291番地
破産者　松本　勝也
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０２号
（開始決定時の住所）北海道旭川市北門町19丁目2154番地の12　北門ＡＰ１―101、住民票上の住所北海道旭川市旭町２条13丁目297番地の25
破産者　小柴　　守
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西３丁目10番地１Ａ棟（開始決定時の住所　宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目１番地135）
破産者　岩切　　吏
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第８７５号
神奈川県大和市柳橋４丁目10番４号
破産者　酒井　信雄
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
京都府南丹市園部町大西橋詰６、破産手続開始決定時の住所京都市西京区上桂宮ノ後町86番地８
破産者　梅木工務店こと　梅木　宣夫
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
福岡県直方市大字直方359番地４
破産者　寺光　弘一
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７号
大分県佐伯市8150番地
破産者　有限会社インテリアビレック
1　破産債権の届出期間　平成28年３月31日まで
2　一般調査期日　平成28年４月28日午後３時30分
平成28年３月１日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
宮崎県都城市高城町大井手2573番地
破産者　本多　　剛
1　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
2　一般調査期日　平成28年５月18日午後１時30分
平成28年３月２日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２０２号
三重県津市藤方2624番地３
破産者　谷口　清美
1　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
2　一般調査期日　平成28年４月22日午前10時30分
平成28年３月２日　　津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６０号
兵庫県神崎郡市川町下瀬加1184番地の４
破産者　有限会社長尾食品
1　破産債権の届出期間　平成28年４月５日まで
2　一般調査期日　平成28年５月31日午前10時40分
平成28年３月１日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７２４号
宮城県黒川郡大衡村大衡字萱刈場184番地の７
破産者　宮城県内陸製材協同組合
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月30日午前10時35分
平成28年３月２日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
岐阜県可児市桜ケ丘３丁目55番地、前住所千葉県千葉市中央区今井２丁目12番11号　アイデアル402号
破産者　伊藤　康宏
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年５月31日午後１時40分
平成28年３月１日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３８２号
高知市若草町12番１―110号、開始決定時の住所高知市針木本町１番32号
破産者　岡本　英子
1　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
2　一般調査期日　平成28年６月７日午前10時
平成28年３月２日　　高知地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第４９号
山口県周南市福川中市町10番26号、開始決定時の住所山口県周南市新田１丁目９番18号
破産者　春田建設こと　春田　梅子
異議申述期間　平成28年４月19日まで
平成28年３月１日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０１９号
東京都板橋区西台２丁目34番５号
清算株式会社　株式会社三洋運輸
代表清算人　石井　陽一
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２００６号
東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル805号
清算株式会社　株式会社あかざ
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部